

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第17号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (加算額等) | (加算額等) |
| 第4条 [略] | 第4条 [略] |
| 2 [略] | 2 [略] |
| 3 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 | 3 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
| (1) 100キロメートル以上 <u>200キロメートル</u> 未満 6,000円 | (1) 100キロメートル以上 <u>150キロメートル</u> 未満 6,000円 |
| (2) 200キロメートル以上 <u>300キロメートル</u> 未満 9,000円 | (2) <u>150キロメートル</u> 以上200キロメートル未満 7,500円 |
| (3) [略] | (3) 200キロメートル以上 <u>250キロメートル</u> 未満 9,000円 |
| (4) [略] | (4) <u>250キロメートル</u> 以上300キロメートル未満 10,500円 |
| (5) [略] | (5) [略] |
| (6) [略] | (6) [略] |
| (7) [略] | (7) [略] |
| (8) [略] | (8) [略] |
| (9) [略] | (9) [略] |
| (10) [略] | (10) [略] |
| (11) [略] | (11) [略] |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。